平成２７年（フ）第８２号
北九州市門司区花月園７番２号
破産者　中村ひとみ
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２６号
佐賀県鹿島市大字森66番地
破産者　有富　義秋
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第３２号
佐賀県伊万里市波多津町辻993番地12
破産者　栗原　和久
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第６５１号
北海道千歳市文京３丁目21番地の20
破産者　岡西　英彦
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９７５号
札幌市手稲区手稲本町２条５丁目12番56―905号
破産者　大石　武男
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０７０号
札幌市中央区南７条西18丁目３番５―101号
破産者　佐藤由紀彦
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１００号
仙台市泉区市名坂字町１番地　メゾンド八乙女702
破産者　矢島　由美
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３７８号
仙台市青葉区片平１丁目３番２―410号、従前の住所仙台市青葉区東照宮１丁目７番31号サンシャイン東照宮101
破産者　山本　博也
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３３号
福島県二本松市榎戸２丁目30番地１
破産者　髙木　正人
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１２９号
栃木県足利市朝倉町３丁目31番地31、開始決定時の住所群馬県太田市東新町298番地
破産者　矢部　佳弘
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第７０号
群馬県太田市東本町28番８―414号、前住所三重県四日市市大宮町21番３号　ソレアード203
破産者　**楮**木　翔太
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第４号
富山県射水市海老江632番地
破産者　関澤美津枝
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第２１８１号
名古屋市北区楠４―819―302、住民票上の住所名古屋市守山区大字下志段味字熊田432番地　Ｆｉｎｅ　ＡｒｔｓⅡ　501号
破産者　岡田　和之
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３８５号
長野県松本市大字松原15番地１　シャーメゾンセリージェ201号、開始決定時の住所名古屋市名東区藤森西町1305番地の１　フォンティーヌ藤が丘２Ｅ号
破産者　河島　公博
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８１０号
名古屋市名東区藤森１丁目251番地　藤清コーポ402号、従前の住所名古屋市名東区猪高台２丁目401番地　第２名正ハイツ４Ｅ号
破産者　永牟田奈緒美
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８８６号
愛知県瀬戸市熊野町89番地　熊野荘201
破産者　**菊**竹　雅子
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８９５号
名古屋市守山区新城19番17号　パラシオン城下105号
破産者　林　　一好
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８９６号
名古屋市中村区草薙町２丁目12番地の４　第２ＫＭマンション２Ｅ号
破産者　ｍｏｍｏ　ｍｅｌｌｏｗこと　梶　早絵子
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７３号
石川県加賀市小菅波町１丁目105　ウィンドフィール201、住民票上の住所大阪市淀川区東三国４丁目19番13号　第５ロイヤルハイツ303号
破産者　中井　　登
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部